

税金
健康・福祉
高齢者
子育て
安全・安心
まちづくり
求人・産業
人権・文化
スポーツ
その他

税金
健康・福祉
高齢者
子育て
安全・安心
まちづくり
求人・産業
人権・文化
スポーツ
その他

税・保険・年金

納期限 5月31日(金)

●軽自動車税、固定資産税・都市計画税(第1期)

納付は便利な口座振替で。納期限内の納付が困難な場合は相談を。

問合 税務課

●自動車税(種別割)

引越の際、すぐに運輸支局で住所変更登録できない場合は、納税通知書等の送付先変更手続きを。

問合 自動車税コールセンター



☎0570(020)156 一部IP電話などからは☎06(6776)7021
平日9時~17時45分



休日窓口開庁日

平日の開庁時間に納付・相談できない人は利用してください。

●市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の納付相談。病気や失業などの事情で納付に困っている場合の相談。市税、各種保険料などの納付。

●各種保険の取得・喪失手続き。

日時 6月23日(日)、7月28日(日)
9時~17時 場所 市役所本館1階

問合 徴収対策課・保険年金課



後期高齢者医療保険料は口座振替で

金融機関・郵便局で申し込んでください。

●口座振替(自動振込)の開始月は通知します(開始月までは納付書で納付)。

●口座振替利用者が、年の途中で特別徴収(年金からの天引き)の対象者となると、口座振替より特別徴収が優先されます。口座振替を継続して希望する場合は、納付方法変更申出書の提出が必要です。

問合 保険年金課



電話案内			
市役所<代表>	☎072(877)2121	岡部保育所	☎072(878)4400
市役所<代表>	☎0743(71)0330	子育て総合支援センター	☎072(877)5455
田原支所	☎0743(78)0175	児童発達支援センター	☎072(877)7373
市民総合センター	☎072(879)2121	老人福祉センター楠風荘	☎072(879)1800
市立公民館	☎072(879)3939	にし地域包括支援センター	☎072(863)0170
四條畷図書館	☎072(878)3743	なわて地域包括支援センター	☎072(862)3366
田原図書館	☎0743(78)8844	たわら地域包括支援センター	☎0743(70)1249
グリーンホール田原	☎0743(78)5670	福祉コミュニティセンター	☎072(878)7500
歴史民俗資料館	☎072(878)4558	社会福祉協議会	☎072(878)1210
教育文化センター	☎072(878)0020	大阪広域水道企業団 四條畷水道センター	☎072(876)6221
市民総合体育館(サン・アリーナ25)	☎072(862)0111	大東四條畷消防本部<代表>	☎072(875)0119
市民活動センター	☎072(862)0651	北河内こども夜間救急センター	☎072(840)7555
野外活動センター	☎072(877)0778		
保健センター	☎072(877)1231	粗大ごみ受付センター	☎072(864)1015
忍ヶ丘あおぞらこども園(しのぶ棟)	☎072(877)5572	月~金・祝日 9時~17時	
忍ヶ丘あおぞらこども園(あおぞら棟)	☎072(877)7583	※聴覚・言語障がい者のみ FAX 072(866)5067	

国民健康保険のお知らせ

●国民健康保険料申告書

所得が少ないなど、世帯の所得により保険料を軽減する制度があります。国保加入者全員が所得を申告していない場合は、軽減の判定をすることができないため、この制度の適用を受けられません。収入がないなど、税法上は申告をする必要がない人も、国保に加入している場合は申告してください。

※5月中ごろまでに所得の申告がない世帯に、国民健康保険料申告書を送付します。期限までに提出してください(ただし、高額療養費などの自己負担限度額の判定は、税の申告が必要)。

※既に所得申告を済ませた人または令和6年4月1日時点で18歳未満の人は、改めての申告は必要ありません。

●非自発的失業軽減

対象者が国民健康保険に加入する場合、離職の翌日からその翌年度

末までの間、前年中の給与所得を100分の30とみなして保険料を算定します。該当する場合は届け出が必要です。国民健康保険被保険者証・雇用保険受給資格者証を持参し届け出てください(高額療養費などの所得区分についても、前年中の給与所得を100分の30とみなして判定)。

対象 次に該当する65歳未満の人
・雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などの事業主都合により離職した人)

・雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した人)

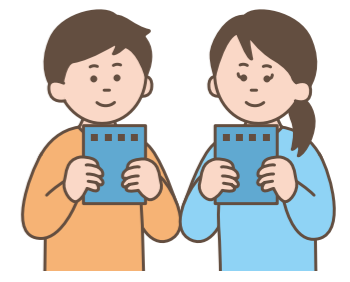
問合 保険年金課



国民年金第3号被保険者は届け出が必要

厚生年金保険や共済組合加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金第3号被保険者となり、配偶者の勤務先へ届け出が必要です。また、配偶者が離職や65歳に到達した場合は、第1号被保険者へ変更となるため、14日以内に年金手帳または基礎年金番号通知書・資格喪失年月日のわかるもの(厚生年金資格喪失連絡票など)を持参のうえ、届け出てください。

問合 保険年金課



令和6年度 国民健康保険料額の例

大阪府と市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として制度を運営していくための、大阪府国民健康保険運営方針が策定されました。府内の全市町村は令和6年度から保険料率を統一します。今後も超高齢社会の進展や医療の高度化による医療費の増加傾向が続くと見込まれますが、府・市町村が一体となり、府内統一保険料率の抑制に努めていきます。

保険料納付通知書

6月14日(金)に発送予定。6月~翌年3月の10回(第1期~第10期)で納付をお願いします。6月21日(金)までに届かない場合は問い合わせを。

- 納付方法・納期限は通知書で確認を。
- 令和6年度保険料率は4月号掲載のとおりですが、モデル世帯を例に保険料額を右の表で例示します(世帯人数や所得金額など世帯ごとに違うため、モデル世帯どおりにならない場合あり)。

世帯主の所得	世帯構成		
	4人世帯(40歳代2人)	2人世帯(65~74歳)	1人世帯(65~74歳)
43万円以下	80,847円	41,491円	27,629円
110万円	237,390円	195,600円	177,057円
210万円	471,440円	350,064円	303,857円

保険料の軽減

- 低所得者軽減対象の世帯には軽減制度あり(申請不要)。今年度から軽減基準が改正されていますが、詳細は納付通知書か市ホームページで確認してください。
- 令和4年度から、未就学児に係る均等割額保険料について5割を軽減。低所得者軽減対象の世帯の場合は、軽減後の額をさらに5割軽減。

問合 保険年金課